

高山市介護保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 所得段階別の介護保険料

単位：円

段階	該当者		平成30年度		改正前		改正後	
			負担割合	(年額)月額	平成31年度		令和2年度	
					負担割合	(年額)月額	負担割合	(年額)月額
1	生活保護 老齢福祉年金受給者		0.45	(29,880) 2,490	0.375	(24,840) 2,070	0.30	(19,920) 1,660
	市民税世帯 非課税で合計所得と課税年金収入の合計が	80万円以下						
80万円超 120万円以下		0.70	(46,320) 3,860	0.575	(38,040) 3,170	0.45	(29,760) 2,480	
120万円超		0.75	(49,680) 4,140	0.725	(48,000) 4,000	0.70	(46,320) 3,860	
4	市民税本人 非課税で合計所得と課税年金収入の合計が	80万円以下	0.90	(59,640) 4,970	以下変更なし		以下変更なし	
5		80万円超	1.00	(66,240) 5,520				
6	市民税本人 課税で合計所得金額が	125万円未満	1.15	(76,200) 6,350	以下変更なし		以下変更なし	
7		125万円以上 190万円未満	1.35	(89,400) 7,450				
8		190万円以上 250万円未満	1.40	(92,760) 7,730				
9		250万円以上 375万円未満	1.80	(119,280) 9,940				
10		375万円以上 500万円未満	1.90	(125,880) 10,490				
11		500万円以上 750万円未満	2.00	(132,480) 11,040				
12		750万円以上 1000万円未満	2.10	(139,080) 11,590				
13	1000万円以上	2.30	(152,400) 12,700	以下変更なし		以下変更なし		

2. 適用時期

令和2年度の介護保険料から適用